

町田市農業研修農場管理運營業務委託（長期継続契約）仕様書（案）

1 適用

この仕様書は、町田市（以下「甲」という。）が委託する町田市農業研修農場管理運營業務委託契約（長期継続契約）に適用し、委託業務の内容、受託者（以下「乙」という。）及び甲の責務等について定める。

2 農業研修事業の目的

本事業の目的は以下のとおりとする。

（1）農業研修

農業研修は、町田市の農業を発展させていくため、新規就農者や農業後継者等、「自ら耕作できる技術及び経営に必要な知識を持った人材」の育成を目的とする。

（2）フォロー研修

フォロー研修は、町田市農業研修事業修了生^{*1}が自ら作成した作付計画を基に耕作技術と知識の向上を図るとともに、町田の農の担い手として活躍するためのネットワークづくりの場を提供することを目的とする。

3 履行場所

甲は、研修農場として町田市小野路町字万松寺谷 278 番、同町 279 番、同町 281 番、同町 282 番 2（計 5, 477 m²）、フォロー研修農場として同町 294 番（2, 090 m²）の土地及び、ビニールハウス、倉庫、駐車場を整備し、乙に研修農場の管理及び農業研修の運営を委託する。農業研修農業の施設配置図及び各農場の案内図は、別紙参照。

4 乙の責務

乙は、業務の実施に当たり、次に掲げる事項についての責務を負う。

- （1）乙は、農業研修事業の社会的重要性を認識するとともに受託業務の内容を十分に理解したうえで、事業の目的を達成するため、誠実に業務を実施しなければならない。
- （2）乙は、研修農場の機能が十分に発揮されるよう施設を適正に管理し、能率的、経済的かつ安全に業務を実施するため、常に創意工夫を心がけなければならない。
- （3）乙は、乙の発案による方法で業務を実施しようとするときは、事前に甲と協議し甲の承認を得た後に実施しなければならない。
- （4）乙は、農業研修事業に関する改善を必要とするときは、事前に甲と協議し甲の承認を得た後に実施しなければならない。

5 委託業務

乙は、以下の業務を実施する。

（1）農業研修

ア 研修農場の維持管理に関する業務

- ① 研修農場の各施設の適正な管理
- ② 農業研修周辺的环境への配慮

イ 農業研修に関する業務

(ア)～(ウ)に関する内容を含めた内容とすること。

①研修計画の策定及び実施

(ア)経営スキルの習得に関すること。

(イ)農業関係法令の基礎や農地の取得、貸借方法等農地確保に関すること。

(ウ)栽培技術の習得に関すること。

③その他2(1)の目的に達するために必要な事項に関すること。

ウ 報告書等の作成

①研修記録・報告書の作成

②研修農場管理状況報告書の作成

③修了判定に関する調書の作成

④決算関連書類の作成

エ その他の業務

①業務従事者に対する安全教育及び作業指導の実施

②緊急事態に対する臨機の措置

③施設等に対する近隣からの苦情対応

(2) フォロー研修

ア フォロー研修農場の維持管理に関する業務

①フォロー農業研修周辺環境への配慮

イ フォロー研修に関する業務

①フォロー研修生が自ら作成する作付計画への指導・助言

②その他「町田の農の担い手として活躍するためのフォローアップ」に必要な措置

ウ 報告書等の作成

①研修記録・報告書の作成

②研修農場管理状況報告書の作成

③新規就農候補者の選定に関すること。

エ その他の業務

①業務従事者に対する安全教育及び作業指導の実施

②緊急事態に対する臨機の措置

③施設等に対する近隣からの苦情対応

6 労働管理、安全管理、事故等の防止

乙は、本業務が日々安全、円滑かつ確実に実施されるよう、以下の責務を負う。

(1) 乙は、業務従事者の労働管理に係る一切の責任を負う。

(2) 乙は、業務従事者に対して労働安全及び衛生管理に関する指導を行い、事故防止に努めなければならない。

(3) 乙は、施設内の整理整頓を励行し、作業靴、防塵マスク等作業に応じた安全かつ清潔な服装を着用させるなどして、事故防止に万全を期さなければならない。

- (4) 乙は、業務の実施に際し、事故発生の恐れがあると認められるときは速やかに予防措置を講じるとともに、その内容を遅滞なく甲に報告しなければならない。
- (5) 乙は、業務の実施に際し、研修生への安全管理、事故等の防止に配慮しなければならない。

7 農薬の管理について

(1) 「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」に基づき、毒物及び劇物の管理に関する帳簿を備え、農薬を使用した都度、使用年月日、使用した場所、その他農林水産省令で定める事項を記載しなければならない。

(2) 毒物及び劇物取締法に基づき、盗難・紛失が発生した際は、適正な措置を講じるとともに、経過等の内容に関し、甲に報告しなければならない。

8 点検報告

乙は、日常の点検において異常を発見したときは、速やかに甲に報告し甲の指示を受けなければならない。

9 事故等の対応

乙は、緊急時の対応については、以下の対応を行う。

- (1) 乙は、事故又は災害等の異常事態に備えて、緊急体制を確立し、甲に届けておかななければならない。
- (2) 乙は、異常事態等が発生した場合は、直ちに臨機の措置を講じるとともに、甲に連絡しなければならない。
- (3) 前項の場合において、臨機の措置が完了したときは、乙は、遅滞なく事故報告書によりその顛末を甲に報告しなければならない。

10 書類の保管

乙は、本業務で作成する書類については、以下の取り扱いとする。

- (1) 乙は、業務の実施状況を明らかにするため、次の各号に定める書類等を作成し、各事業年度の末日で満了し、契約期間満了後5年間保存しなければならない。
 - ア 運営日誌及び月報・年報
 - イ 研修結果報告書
 - ウ その他の記録・報告書
- (2) 前項の書類等の内容については、甲乙協議して定める。

11 研修生の募集・研修期間等

本事業の募集・研修期間等については、以下のとおりとする。

- (1) 甲は、委託業務開始年度までに研修生を募集し研修生を選考する。
- (2) 農業研修期間は2年間とする。募集は各年度、定員を10名程度として、毎年実施する。1年間の最大の受講者数は、1年目および2年目の受講生を合わせて26名までとする。
- (3) フォロー研修期間は1年単位とし、在籍期間は、2年間を限度とする。募

集定員は上限を設けない。

- (4) 乙は、毎年度末において研修生にアンケートを実施し、甲に報告しなければならない。なお、アンケート項目については、甲と協議する。

1 2 経費等の負担

甲は、委託業務に係る経費以外に、次の各号に定める運営に必要不可欠な経費を負担する。

- (1) 研修農場の施設整備経費
- (2) 研修農場の運営上、電気使用料、上下水道料
- (3) 研修農場の保安管理のために必要な施錠具

1 3 契約代金の支払

甲は、契約代金を、各年度の上半期終了後、各会計年度額の2分の1を乙に前金として支払い、(但し、2分の1後の金額に1円未満の端数が生じた時は、端数を切り捨てる。)各年度の業務完了後、研修結果報告書の受領をもって残金を支払う。

1 4 報告書等に対する権利

乙が、甲に提出する報告書等については、以下のとおりとする。

- (1) 研修結果報告書等の成果物に係る著作権、所有権、使用权、出版権等の一切の権利は甲に帰属する。
- (2) 乙は、目的、方法又は名義が何であるかにかかわらず、甲の承諾なしに研修結果報告書等の成果物又はその内容を使用してはならない。

1 5 損害賠償

乙は、契約の履行又は委託業務の実施にあたり、故意又は過失により権利者又は甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

1 6 秘密を守る義務

- (1) 乙及び従事者は、別紙「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」を遵守しなければならない。
- (2) 乙及び従事者は、正当な理由がなければ、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならず、契約期間満了後、またはその従事者等でなくなった後でも同様とする。

1 7 業務の引継ぎ

乙は、契約期間が満了又は契約解除となり、甲が定めた新たな受託者等に業務を引き継ぐこととなったときは、業務の引き継ぎが円滑に行われるよう協力しなければならない。

1 8 備品の搬出等

乙の搬入した備品については、以下のとおり取り扱う。

- (1) 乙は、契約期間が満了又は契約解除となったときは、乙が所有する設備、機械、備品及び畜糞等を遅滞なく研修農場から撤去搬出しなければならない。
- (2) 乙が前項の撤去搬出を行わない場合、甲は乙に変わって撤去搬出を行い、

それに要した費用を乙に請求することができる。

- (3) 前2項の規定にかかわらず、乙が撤去搬出を省略することを申し出て、甲がそれを承認した場合は、乙は甲が承認した範囲で撤去搬出を省略することができる。この場合において、乙が研修農場内に留置した設備、機械、備品及び畜糞等の所有権は甲に移転する。

19 苦情対応

乙は、周辺住民から苦情を受けた場合、以下の措置を講ずること

- (1) 近隣住民等から、悪臭、騒音、振動等、農業研修農場に対する苦情が寄せられたときは、遅滞なく原因を確認し、その解決に努めるとともに、甲に連絡しなければならない。

20 官公署等の立入り調査

農業研修農場に対する官公署等の立入り調査が行われる場合は、乙はこれに立会い協力しなければならない。

21 協議

事業の内容、業務の実施方法などに関して、この仕様書の記載内容に疑義があるとき又は仕様書に定めのない事情が生じたときは、甲乙協議して定める。

※1 町田市農業研修事業修了生

町田市小野路町の農業研修農場において2年間のカリキュラム修了生。